○防衛省告示第百三十号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び新規提供が平成二十一年七月十四日次のとおり決定された。

平成二十一年七月十五日

防衛大臣　浜田　靖一

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二〇	日出生台・十文字原演習場	由布市	公有	土地：約三一、〇〇〇平方メートル 平成二十一年六月十八日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地：約一五、〇〇〇平方メートル 航空自衛隊が庁舎建設用地として共同使用する。
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	土地：約一六、〇〇〇平方メートル 航空自衛隊が誘導路建設用地及び付替道路建設用地として共同使用する。

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

1　北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒
2　北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒
3　北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒
4　北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十一年七月十七日から同月二十九日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○北陸地方整備局告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年七月十五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年北陸地方整備局告示第八十二号新潟都市計画道路事業

三・四・六号本町中田町線他二線

三　事業施行期間　自平成十七年六月十日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十七年北陸地方整備局告示第八十二号の事業地に新潟県新発田市大手町五丁目及び城北町一丁目地内を加え、城北町二丁目及び緑町一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第九十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十五日

中部地方整備局長　佐藤　直良

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	下呂市小坂町門坂字柏原五〇八番一から同市小坂町門坂字柏原五五〇番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月十五日

○四国地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十五日

四国地方整備局長　足立　敏之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号、三十号及び三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高松市上天神町字堀ノ角六三四番二から同市上天神町字堀ノ角六三四番一まで	前	四七・二二～五一・〇二メートル	〇〇・〇〇七キロメートル
	後	四七・二一～四七・二二メートル	〇〇・〇〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十五日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
前原市大字荻浦字五反間五七四番二から同市大字荻浦字四反田五四八番七まで	前	一〇・〇〇～一五・八〇メートル	〇〇・一九八キロメートル
	後	一一・四〇～二〇・七〇メートル	〇〇・一九八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第九十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十五日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十四号	大村市久原二丁目一一四七番一から同市久原二丁目一一三八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月十五日